「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025」協賛企業募集に係る契約書

広島県（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025」協賛企業募集要領及び「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025」協賛企業の募集に係る仕様書に基づき、次のとおり、契約を締結する。

（目的）

第１条　ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025（以下「コンペ」という。）の更なる発展・魅力向上を目指し、乙はこれに協賛することとし、甲は、乙に「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025」協賛企業募集要項に定める特典を提供する。

　（契約期間）

第２条　契約日から令和7年（2025年）12月末まで

　（協賛金の支払）

第３条　乙は、第１条第１項に係る協賛金は、　　　　　円を負担するものとする。

２　乙は、前項の協賛金を、契約期間内に甲が指定するコンペ最終審査会開催日にコンペ最優秀受賞者等への副賞として、甲が指定する者に対し甲が指定する金額分ずつ支払うものとする。

　（禁止又は制限される行為）

第４条　甲及び乙は、相手方の書面による承諾なく、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

　（通知義務）

第５条　乙は、乙の住所、名称、氏名等に変更がある場合は、直ちに甲宛ての文書によって通知しなければならない。

　（契約の解除）

第６条　乙において、本契約の各条項に違反した場合、甲は、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

２　次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知又は催告を要しないで、即時、本契約を解除することができる。

(1) 乙が甲に提出した申請書等の内容について虚偽の事実が認められた場合

(2) 乙が銀行取引停止処分を受け、倒産し、民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会

社更生法（平成14年法律第154号）による申立てを受け、又は著しい信用不安を生じた場合

(3) 乙に重大な社会的信用の失墜行為があったとき。

(4) 役員等（役員又はその支店も若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(8) 前各号のほか、本契約を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

　（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第９条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　本契約に関し疑義があるときは、甲及び乙が協議し、決定する。

　上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　（住所）

　　　　　　　　　　　　〒730-8511

広島県広島市中区基町10-52

　　　　　　　　　　　　広島県知事　湯﨑　英彦　　　　　　㊞

　　　　　　　　　乙　（住所）

　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　代表者　代表取締役　〇〇　〇〇　㊞